

最終とりまとめフォローアップについて（3 国、地方公共団体及び関係団体が取り組むべき対策）

		現行の最終とりまとめの記載	本年度の主な取組等	来年度以降必要な取組	
		2を踏まえて、国、地方公共団体及び関係団体が取り組むべき対策について、次のとおり提言する。	-	・霞ヶ関内でも少し連携をとる必要。	
(1) 多様な状況に応じた対応策に係るノウハウの横展開	① 探索・利活用のためのガイドラインの作成	短期	地方公共団体、中でも、本問題についてのノウハウや人手の不足を指摘する市区町村を主に念頭に置きつつ、別冊のとおり「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」を策定する。 なお、現場の実務で活用されるガイドラインを目指すべく、事例の追加を始め、現場での利用状況を踏まえて、継続的な見直しを行うものとする。  【ガイドラインの主なポイント】 (i) 所有者探索の円滑化 ・所有者の探索方法を事業別、土地の状況別に整理 ・所有者の探索に必要な住民基本台帳や戸籍等の行政が保有する所有者情報の適切な利用を図るための請求方法の整理 ・所有者の探索等に活用できる補助制度等についての紹介  (ii) 関連する既存制度活用のための環境整備 ・財産管理制度、不明裁判制度、地方自治法に基づく認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例、農地法や森林法に基づき利用権の設定を行う制度等、関連する既存制度の整理 ・市区町村が専門家等に相談する際の相談窓口や費用等の紹介 ・制度活用等についての豊富な事例を掲載	・ガイドライン改定予定	・継続的な見直し ・ガイドラインについて、より一層の普及と広報が必要。
		短期	法令上の保存期間（5年）を経過した住民票の除票、戸籍の附票の除票の活用を図る（活用にあたっては、市区町村の判断によること、個人情報の長期保存となることに十分留意する。）。	・アンケートによる実態把握及びこれを踏まえた検討	・左記を踏まえて対応。
	② 所有者の円滑な探索のための環境整備	短期	司法書士等の資格者が都道府県や市区町村の委託により所有者調査を行う場合であって、委託者に戸籍の記載事項を確認する正当な理由がある場合には、戸籍の職務上請求の制度（戸籍法第10条の2第3項）の活用を図る。	・職務上請求の活用	・フォローアップ必要
		中長期	なお、森林については、森林法において、新たに森林の所有者になった場合の市町村への届出が義務づけられているほか、森林所有者等に関する情報について、都道府県及び市町村の林務担当部局が、行政機関内部での情報の利用及び他の行政機関に対する提供の依頼を行うことができるとされており、都道府県や市町村での所有者情報の整備や関係部局による共有に向けた取組を推進する。	・林地台帳制度の創設	・林地台帳の適切な整備。 ・情報の一元化。
	③ 関連制度活用のためのサポート体制の構築	短期	各弁護士会や各司法書士会、既に設置している相談窓口において、所有者の所在の把握が難しい土地の問題に直面している市区町村等に対して、財産管理制度を始めとした対応策について助言する等、市区町村等との連携を推進する。	・ガイドライン改定予定（専門家との連携のモデルケースの整理、無料相談ができる内容の提示）	・フォローアップ必要
		短期	基礎自治体において財産管理制度の活用が進まない要因として、財産管理人の候補者の確保ができない可能性があること、制度の活用にかかる時間がかかること等が挙げられるところ、日本司法書士会連合会は、候補者リストを作成し、各司法書士会において備え置くよう、各司法書士会に対して働きかけを行う。加えて、財産管理制度に関する法律相談、財産管理人選任の申立て及び財産管理人の候補者の推薦等については、日本弁護士連合会及び各弁護士会における対応を推進する。	・家裁から候補者推薦依頼のある司法書士会 31会 ・候補者名簿を備えている司法書士会 23会 ・ガイドライン改定予定（上記についてガイドラインでも紹介）	・フォローアップ必要
		短期	①のガイドラインにおいて、基礎自治体が専門家等に相談する際、参考となるよう、専門家に依頼する際の相談窓口や費用について紹介する。（再掲）	（ガイドラインに掲載済） ・ガイドライン改定予定（無料相談ができる内容の提示）	
	④ その他の指摘事項	中長期	本検討会においては、以下の事項についても議論され、その実現に向けて引き続き検討することとされたが、併せて、留意事項も示された。  ・行政が保有する所有者情報について、その提供範囲が拡大されれば、所有者探索の円滑化に資することから、例えば、一定の条件の下、森林法や空家等対策の推進に関する特別措置法において、税務上の守秘義務が課されている固定資産税情報について、他の行政機関への提供や同一市区町村内の内部利用を可能としている事例があり、今後の議論の参考とする。ただし、情報の提供範囲の拡大について検討するにあたっては、当該情報の整備について規定する根拠法の趣旨や、当該情報を必要とする事業の公共性の程度等を踏まえて検討する必要がある。	-	
		短期	本検討会においては、以下の事項についても議論され、その実現に向けて引き続き検討することとされたが、併せて、留意事項も示された。		
	(2) 所有者とその所在の明確化	① 相続登記等を促進するための働きかけ	短期	・法務局と司法書士会とが連携して、市区町村に対して、死亡届受理時等における相続登記促進のための取組について、働きかけを行う。併せて、(1)③の相談窓口において、相続登記に係る相談を受け付ける。	・司法書士会による無料相談キャンペーン（「相続登記はお済みですか月間」(45会)） ・三者合同で市区町村に対し相続登記の働きかけ。（法務局、司法書士会、土地家屋調査士会） ・三者連携でリーフレット作成（「未来につなぐ相続登記」）。 ・相談窓口設置についてモデル事業の実施、これを踏まえ横展開。
短期			・各弁護士会が行う法律相談、日本司法書士会連合会等が行う無料相談会、地籍調査や登記所備付地図作成作業に関する説明会や、固定資産税納税通知書の送付時等の所有者の土地への関心が高まる機会を活用して、パンフレットを配布するなど、相続時の土地に係る各種申請・届出について普及・啓発する。		
短期			・相続時の土地に係る各種申請・届出についてのパンフレットの配布・掲示等により普及・啓発を行うよう市区町村へ働きかけを行うとともに、死亡時の手続一覧への「相続登記の申請、農地法及び森林法に基づく届出」に関連する記載の追加等について、市区町村へ働きかけを行う。	・土地届けパンフレットのHP掲載。 ・農地の届出は、9割以上の市町村で死亡関連届け出一覧やHPへの掲載等を行うなど、適切に周知（H22：22,081件⇒H26：41,332件）。 ・三者合同で市区町村に対して一覧表への記載について働きかけ。（法務局、司法書士会、土地家屋調査士会）	・フォローアップ必要
短期			・窓口の一元化については、市区町村の事務負担等が大きいことから、まずは所有者の所在の把握が難しい土地を予防することが市区町村にとって、公共事業等の円滑な実施が図られるなどのメリットがあることの理解を促進する。	・法務局が市町村に赴き、事業担当課に対し、相続登記のメリット・それを怠ることのデメリットを説明。 ・窓口一元化にかかる優良事例の収集及びガイドラインへの掲載により横展開を図る。	・フォローアップ必要
② その他の指摘事項		短期	上記の取組を進めるにあたっては、相続登記や土地に関する届出の意義について、特に市区町村の戸籍・住民票担当課の理解を得ることが不可欠であることから、これらの部署に対する説明会を開催する等、理解を促進する。	・三者合同で市区町村に対し相続登記の働きかけ。（法務局、司法書士会、土地家屋調査士会） ・各省においてガイドラインを周知 ・シンポジウムを開催予定	・フォローアップ必要
		短期	本検討会においては、以下の事項についても議論され、その実現に向けて引き続き検討することとされたが、併せて、留意事項も示された。 ・相続登記に係る登録免許税の免除・減免措置について引き続き検討を行う。ただし、検討にあたっては、その減免措置の範囲、程度、政策目的、効果等を明確に整理する必要がある。	-	・登録免許税の減免措置について、法務省、農林水産省、国交省において税制改正要望を検討
		中長期	・国土調査法第19条第5項に基づき国土交通大臣等が行う地籍調査以外の測量成果の指定は、土地に関する様々な測量・調査で作成された図面が登記所備付地図として備え付けられることにより公的に管理され、各筆の筆界等が対外的に明らかになるという意義がある。民間の調査成果についても同項の適用が可能であるが、申請手続や追加の測量作業が負担となっていることも踏まえて、その活用に向けて引き続き検討する。	・有識者検討会において課題の整理、今後の方向性を検討。	・有識者検討会において具体的方策を検討。
		中長期	・地籍調査等の成果の送付を登記所が受けた場合に、その職権により所要の登記を可能とする国土調査法第20条を引き続き適切に運用する。また、地籍調査において、死亡した登記名義人の法定相続人が判明したとしても、現行制度においては登記記録への反映はされないが、将来的には見直すことも検討への示唆となり得る。	・引き続き、現行制度において適切な運用を図るとともに、見直しに伴う地籍調査への影響や課題を整理。	・引き続き、適切な運用を図る。
		中長期	・相続登記や遺産分割の手続が何代も行われていない土地について、登記が円滑になされるよう、可能な方策を検討する。	・法務省民事局長通達「除籍等が滅失している場合の相続登記について」 ・所有者不明土地を隣接地とする土地の分筆の登記等を可能にするための筆界特定制度の活用スキームの創設 ・ガイドライン改定予定（上記について紹介） ・相続未登記農地の実態について調査を実施	・引き続き、関連の登記先例の見直し等を行う。 ・所有者不明農地の有効利用のための更なる方策を検討する。
		中長期			